

小規模修繕工事等請負業者募集案内

このことについて、下記条件により「小規模修繕工事等請負業者」を募集します。
希望される方は公社ホームページ上より提出書類をダウンロードし、記入見本を参考にして記入し提出してください。

HPアドレス：<http://www.aichi-kousha.or.jp/business/contract.php>

【募集業種及び対象住宅】

業 種	対 象 住 宅
畳・襖、管内更生、テレビ共聴、水道メーター 汚水処理、貯水槽清掃、水質検査等、消防施設 エレベーター、測量設計、ガス、特殊技術	県営住宅・公社住宅等 豊田市営住宅・一宮市営住宅
建築、電気、管、塗装、防水、鍵、造園	県営住宅（三河山間部：夏焼[豊田市]・下 田・本郷[東栄町]・坂宇場[豊根村]・弁天 [新城市]・田口[設楽町]に限る） 豊田市営住宅、一宮市営住宅 県営住宅・公社住宅等（団地指定業者空 ブロック） 公社住宅（リノベーション工事）

1. 提出先

〒460-8566

名古屋市中区丸の内三丁目19番30号

愛知県住宅供給公社

技術業務課 企画グループ

電話（052）954-1367

2. 募集期間

【随時募集】毎月25日締切、翌月1日契約（休業日を除く）

3. 受付方法

●郵送及び持参

（持参の場合）

「愛知県住宅供給公社」5階 技術業務課 企画グループまで

土曜・日曜・祝祭日を除く、午前9時～午後5時（午後12時～1時を除く）

4. 提出書類等（コピーは不可）

①小規模修繕工事等登録申請書

②使用印鑑届

③登記簿謄本原本（法人のみ）

④委任状（支店・営業所で申請の場合のみ必要）

⑤契約書2部（1部は収入印紙200円を添付し割印を押印）

3枚を袋綴じまたはホチキスにて留め、割印を押印のこと。

⑥小規模修繕工事等請負契約に関する覚書2部

両面印刷もしくは、2枚を袋綴じまたはホチキスにて留め、割印を押印のこと。

⑦契約書返信用封筒（契約書を郵送による返送を希望する場合のみ）

A4 を折らずに入る返信用封筒に返信先を記入し、郵便切手450円を貼付すること。

5. 条件

- (1) 小規模修繕工事等登録申請書の第1希望業種に該当する業務内容はすべて施工できること。
- (2) 賃貸住宅等の小規模修繕を迅速に処理できる者がいること。
- (3) 時間外及び台風、火災等緊急時に迅速に対応できる修繕体制であること。
- (4) 賃貸住宅等の管理業務を十分理解し、入居者に対しても適切な指導、措置について協力できること。
- (5) 契約締結時に、愛知県住宅供給公社指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (8) 地方自治法施行例（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく愛知県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (9) 申請書及び提出書類に虚偽の記載がないこと。

6. 契約後の発注

契約後の発注については、営業拠点・実績等を考慮し決定される為、必ず発注があるとは限りません。